

工事請負契約業者指名選考基準

この基準は、三浦市契約規則（昭和40年三浦市規則第13号）及び工事請負指名競争入札参加者資格審査要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、本市の工事請負契約に係る指名競争入札参加者の選考について必要な事項を定め、厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

1 業者を選定するときは、工種に応じて最も適格な者を選定することとし、以下のことを留意するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営及び信用の状況
- (3) 当該工事についての技術適正及び施工能力
 - ア 当該工事と同種の工事についての施工実績
 - イ 当該工事と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績
 - ウ 当該工事の施行に適合する有資格技術者の有無
- (4) 当該工事についての地理的要件（以下の順位によるものとする。）
 - ア 工事施工箇所の地区に所在する市内業者
 - イ 市内業者でアに該当しない業者
 - ウ 工事施工箇所の地区に所在する準市内業者
 - エ 準市内業者でウに該当しない業者
 - オ 県内に本社を設けている業者
 - カ 県内に支店又は営業所等を設けている県外業者
 - キ その他の県外業者
- (5) 指名の状況（特定業者に偏ることなく、受注機会の均等を図るよう配慮する。）
- (6) 手持ち工事の状況
- (7) 工事の施工成績
- (8) その他
 - ア 台風や降雪時の緊急災害対応又は市の事業に協力し、積極的な貢献がある者を優先して選考することができる。
 - イ 特段の事情がない限り、当該工事が前年度工事の継続部分である場合は、前年度施工業者の指名を回避するものとする。

2 入札者の指名業者数において、要領第7条第2項における「工事の種類、特殊性等」とは次のような工事をいう。

- (1) 技術的難易度が高い工法、特殊な工法、特許工法等を用いる工事
- (2) 製作者又は施工者が限定される機械、電気等の設備工事
- (3) 工事施工箇所の特殊性により選考業者数の確保が困難である工事
- (4) 業者数に比較して工事件数が特に少ない工事
- (5) その他これらに類する工事

附 則

この基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年11月25日から施行する。